

## 鹿 児 島 県 公 報

平成31年 3 月 26 日（火）第3505号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

○保安林の指定予定の通知	（森づくり推進課取扱い）	1
○救急病院等の認定（2件）	（保健医療福祉課取扱い）	2
○土地改良区の役員の就退任の届出	（農地整備課取扱い）	2
○県営土地改良事業の計画の決定（2件）	（農地整備課取扱い）	3
○県営土地改良事業の工事の完了	（農地整備課取扱い）	3
○基本測量の実施（2件）	（監理課取扱い）	3
○公共測量の終了	（監理課取扱い）	4
○土地収用法による事業の認定（2件）	（監理課取扱い）	4
○道路の区域の変更（3件）	（道路維持課取扱い）	8
○道路の供用の開始（3件）	（道路維持課取扱い）	8
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	（鹿児島地域振興局取扱い）	10
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止	（鹿児島地域振興局取扱い）	10
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	（大隅地域振興局取扱い）	10
<b>公 安 委 員 会 告 示</b>		
○遊技機の型式の検定の告示	（生活安全企画課取扱い）	11

## 告 示

## 鹿児島県告示第279号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

平成31年 3 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
薩摩川内市樋脇町市比野字湯之上2519番（次の図に示す部分に限る。），2520番2，2520番3
  - 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は，択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部

森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第280号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成31年 3 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
肝付町立病院	肝属郡肝付町北方1953番地

#### 2 認定の有効期限

平成34年 2 月 20 日

### 鹿児島県告示第281号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成31年 3 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
かわはら脳神経外科クリニック	鹿児島市和田一丁目17番10号

#### 2 認定の有効期限

平成34年 4 月 1 日

### 鹿児島県告示第282号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、鹿児島市郡山土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成31年 3 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 1 就任した役員の氏名及び住所

理事 前田 利春 鹿児島市花尾町2545番地  
 理事 西 邦弘 鹿児島市玉里団地一丁目10番16号  
 理事 米永 孝雄 鹿児島市東俣町3012番地 2  
 理事 白坂建二郎 鹿児島市郡山町3726番地  
 理事 竹下 幸三 鹿児島市油須木町568番地  
 理事 竹下 章男 鹿児島市油須木町523番地 1  
 理事 小野 康則 鹿児島市川田町951番地  
 理事 西 英樹 鹿児島市川田町963番地  
 監事 諏訪田道夫 鹿児島市東俣町604番地  
 監事 福元 洋 鹿児島市東俣町902番地 1  
 (任期 平成31年 4 月 7 日から平成35年 4 月 6 日まで)

#### 2 退任した役員の氏名及び住所

理事 諏訪田達夫 鹿児島市東俣町610番地 7  
 理事 前田 利春 鹿児島市花尾町2545番地  
 理事 米永 孝雄 鹿児島市東俣町3012番地 2  
 理事 白坂建二郎 鹿児島市郡山町3726番地  
 理事 竹下 幸三 鹿児島市油須木町568番地  
 理事 内村 秋美 鹿児島市川田町379番地  
 理事 亀田 昭一 鹿児島市川田町257番地  
 理事 横瀬 三郎 鹿児島市川田町236番地

監事 諏訪田道夫 鹿児島市東俣町604番地  
監事 福元 洋 鹿児島市東俣町902番地 1

**鹿児島県告示第283号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（農村災害対策整備）（農用地利用保全及び農業用排水施設整備）東市来地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年 3 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成31年 3 月 27 日から同年 4 月 23 日まで
- 3 縦覧場所  
日置市役所農地整備課

**鹿児島県告示第284号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農村地域防災減災（防災ダム整備）（農用地利用保全）市来地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成31年 3 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成31年 3 月 27 日から同年 4 月 23 日まで
- 3 縦覧場所  
いちき串木野市役所農政課  
いちき串木野市市来支所農政課

**鹿児島県告示第285号**

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）第二高山地区の工事は，平成26年 3 月 31 日に完了した。

平成31年 3 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

**鹿児島県告示第286号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 3 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 2 作業の期間 平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

**鹿児島県告示第287号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により，国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成31年 3 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量（国土広域情報修正）
- 2 作業の期間 平成31年 4 月 1 日から平成32年 3 月 31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島県全域

#### 鹿児島県告示第288号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，指宿市長から平成30年 8 月 24 日鹿児島県告示第852号で告示した公共測量の実施は，平成31年 3 月 8 日終了した旨の通知があった。

平成31年 3 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第289号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により，次のとおり事業の認定をした。

平成31年 3 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 起業者の名称  
南大隅町
- 2 事業の種類  
観光地周辺駐車場等整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分  
鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南字横枕地内
  - (2) 使用の部分  
なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は，鹿児島県肝属郡南大隅町根占川南字横枕地内における1,386平方メートルの土地を起業地とする観光地周辺駐車場等整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は，法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園，緑地，広場，運動場，墓地，市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって，本件事業は，法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である南大隅町は，平成30年度当初予算において，土地購入費についての予算措置を講じており，残りの工事費等についても，平成31年度及び32年度予算で計上することを確約している。

したがって，本件事業は，法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

南大隅町の北東に位置する雄川の滝は，幅60メートル，落差46メートルで透き通ったエメラルドグリーンの滝つぼが特徴で，平成30年は対前年比316パーセントの164,000人の観光客が訪れており，今後も多数の観光客が見込まれている。

現在，雄川の滝の最寄りの駐車場へは，道路の構造上，大型観光バスが直接乗り入れるには困難であり，南大隅町観光交流物産館や南大隅町役場で，小型バスに乗り換えをしている。バスの乗り入れ時の安全確保や観光客のトイレの利用，乗り換えの間の休憩

所がないことなどの課題が発生している状況であり、南大隅町観光交流物産館等の利用客や観光客、更には観光バスツアーを企画する旅行代理店からも改善を求められている。

また、雄川の滝に比較的近い諏訪地区においては、並列鳥居を有する諏訪神社や諏訪宇都の板碑といった観光地があり、起業者における観光地振興の重要拠点に指定しているが、公共の駐車場もないことから、観光客の十分な観覧や散策時間がとれない上に、観光客による路上駐車によって、地域住民の日常生活においても、安全かつ快適な生活が阻害されている状況である。

このような状況の中、新たに普通乗用車22台（身障者1台含む。）、大型観光バス1台、乗り換え用の小型バス1台が駐車可能なアスファルト舗装の駐車場及びトイレ、休憩所等の施設を、本件事業により整備することにより、雄川の滝への大型バスを利用する観光ツアー客の利便性の向上を図り、観光客の増加に対応するものである。

また、駐車場が整備されることにより、諏訪地区で課題となっていた観光客の路上駐車が消滅され、観光客の訪問のしやすさや地域住民の日常生活の安全性に繋がることになる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業の起業地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域に指定されている地域であり、同地域の北端の外周部に位置するとともに、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく第1種農地に指定されている。

本件事業によって、約13.86アールの農地が駐車場敷地となるが、南西に広がる農地の集団性は保たれることから、地域の農業経営に与える影響は小さいと判断される。

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び鹿児島県環境影響評価条例（平成12年鹿児島県条例第26号）に基づく環境影響評価が義務づけられた事業には該当しないが、起業者が任意で本件起業地内の調査を行ったところ、起業地には、保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されておらず、本件事業の施行による環境への影響は少ない。

文化財については、起業地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も存在していないため、保護に支障を及ぼすことはない。

本件事業の施行にあたっては、本件事業の起業地周辺が観光地であり、また、本件事業の起業地が河川沿いでもあることから、工事機械は、排出ガス対策型及び低騒音型を使用して周辺環境に配慮するとともに、振動や濁流流出の防止に努めている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業で整備される駐車場は、国土交通省の「駐車場設計・施工指針」に基づき算定し、公共用トイレについても、株式会社高速道路総合技術研究所の「設計要領第6集第1編休憩用建築施設」のパーキングエリアのトイレの配置と規模に基づき、必要最小限な面積を算定している。

四阿及び小広場スペースは、「鹿児島県福祉のまちづくり条例施行規則」に基づき、設置するものである。

次に、本件事業の起業地の選定にあたっては、必要な駐車場台数の確保、観光地を周遊する幹線道路に位置していること、道路交通環境・安全確保及び高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路の確保ができ、大型バスの進入口が確保できること、経済的合理性があることの4項目を基本条件として、最終的に2つの候補地に絞り込み、総合的に比較検討し、最も合理的である起業地を選定している。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## (4) 法第20条第 4 号の要件への適合性について

## ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、南大隅町が平成26年度に策定した南大隅町第 2 次総合振興計画（計画期間 平成27年度から平成31年度までの前期 5 年間）に合致する計画であり、4(3)アで述べたように、周辺住民や観光客からも駐車場整備の要望がなされている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第 4 号の要件を充足すると判断される。

## (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

## 5 法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

南大隅町役場観光課

## 鹿児島県告示第290号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成31年 3 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 1 起業者の名称

与論町

## 2 事業の種類

与論町役場新庁舎駐車場整備事業

## 3 起業地

## (1) 収用の部分

鹿児島県大島郡与論町大字茶花字窪舎地内

## (2) 使用の部分

なし

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、鹿児島県大島郡与論町大字茶花字窪舎地内における14,436.14平方メートルの土地を起業地とする与論町役場新庁舎駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第 3 条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

## (2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について

本件事業の起業者である与論町は、平成29年度に地質及び補償調査費の予算を計上し、執行済みである。

また、平成30年度当初予算において、本件事業の用地費及び工事費の一部についての予算措置を講じ、残りの工事費等についても、平成31年度予算で計上することを確約している。

したがって、本件事業は、法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

## (3) 法第20条第 3 号の要件への適合性について

## ア 得られる公共の利益

本件事業を施行する与論町の現庁舎は、建築から50年あまりが経過し、建物の老朽化

が激しく、平成26年2月に実施した本庁舎耐震診断調査において、耐力が不足しており、構造上危険な状態にある建物であると診断されている。

現状のままでは、大規模地震発生の際には倒壊または崩壊する危険性があり、その場合、災害へ対応する拠点としての役割を果たすことができないだけでなく、来庁者や職員の安全確保、庁舎内にある住民生活に関わる多くの機能や大切な情報を守ることが困難になる可能性がある。

更に、庁舎内の狭あい化やバリアフリーへの対応不足が見られるほか、役場機能が本庁舎外3か所に分散していることから、利用者の負担や事務執行における非効率等の問題も生じている。

本件事業は、こうした課題に対応するため、現在分散している行政機能を集約し、大地震動にも耐え得る耐震構造を備えた新庁舎を建設することにより、防災上の課題解決と町民の利便性の向上を図るものである。

また、分散化している庁舎機能を集約化することで、来庁者及び職員用車両の増加が見込まれることや、地震や津波等の自然災害発生時における緊急車両の駐車場、防災への離発着場、旧本庁舎の周辺の住民や近隣の小学校の児童らの一時避難場所を確保する必要があることから、庁舎の建設と併せて駐車場を整備するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業の起業地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業振興地域に指定されている地域であり、同地域の西側に位置する。

本件事業によって、約7,420平方メートルの農地が駐車場敷地となるが、北側に広がる農地の集団性は保たれること、また、実際に農地として耕作されているのは、約2,100平方メートルであり、残りの約5,320平方メートルについては、現在、休耕地であり、今後も耕作する見込みがないことから、地域の農業経営に与える影響は小さいと判断される。

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び鹿児島県環境影響評価条例（平成12年鹿児島県条例第26号）に基づく環境影響評価が義務づけられた事業には該当しないが、起業者が任意で本件起業地内の調査を行ったところ、国指定の天然記念物であるカラスバトの存在が確認されている。

与論町教育委員会が、現地調査を行った結果、当該地においてカラスバトの巣の存在を確認することはできなかったが、同種の営巣等が確認された場合は、工事範囲の見直しや重機類の変更の対策を講じることとしている。

文化財については、鹿児島県教育委員会の遺跡地図により、起業地には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地も存在していないため、保護に支障を及ぼすことはない。

工事期間中の騒音及び工事車両等の影響についても、低騒音型の重機を使用するとともに、日曜日・祝日・夜間には工事を行わないように配慮し、また、危険箇所に交通誘導員を配置し、与論町中安穩協会交通協会交通指導員と連携を密に図り、通学時間中の工事車両の通行制限などの安全対策を図ることとしている。

事業予定地に対する排水対策についても、周辺に排水路を整備し、事業予定地内に集水枡を設置して、流末は隣接する県道排水路に接続し、最終的には海洋へと繋がる排水路に接続することで、周辺地域に影響を及ぼすことはない。

事業予定地に隣接する住宅についても、日照が十分確保できるよう、隣接住民と相談のうえ、適切に対応することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業で建設される庁舎は、特別職を含む職員数160名を収容予定職員数とした上で、総務省の「地方債同意等基準」等を利用して庁舎面積を積算し、駐車場の面積についても、来庁者、公用車及び職員用の1台あたりの駐車スペースや通路は、国土交通省

の「駐車場設計・施工指針」に基づき必要最小限度の面積を算定している。

次に、本件起業地の選定にあたっては、必要な用地面積の確保、災害発生時にも安全確保ができる立地、用地取得及び建設に際し、支障物件が比較的少ないこと、駐車場整備、周辺緑化など一体的に整備できること、町民の利便性、事業に係る財政支出の抑制の6項目を基本条件として、最終的に2つの候補地に絞り込み、総合的に比較検討し、最も合理的である起業地を選定している。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、現庁舎は、建物の老朽化が激しく、大規模地震発生の際には、倒壊または崩壊する危険性を有するだけでなく、庁舎内の狭あい化やバリアフリーへの対応不足、役場機能が本庁舎外3か所に分散しているなど、利用者の負担や事務執行における非効率等の問題を生じている。

現在分散している行政機能を集約し、大地震動にも耐え得る耐震構造を備えた新庁舎を建設することは、防災上の課題解決と町民の利便性の向上を図ることになるため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

与論町役場総務企画課

鹿児島県告示第291号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年3月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南さつま市笠沙町片浦字小崎浜ノ平13475番1地先から13486番1地先まで	前	12.8～13.9	26.9
			後	13.3～56.2	26.9

鹿児島県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。



なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年 3 月 26 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南さつま市笠沙町片浦字小崎浜ノ平13475番1地先から13486番1地先まで	平成31年 3月26日

#### 鹿児島県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年 3 月 26 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	伊集院蒲生溝辺線	日置市伊集院町麦生田字笹原2148番1地先から鹿児島市有屋田町2149番1地先まで	前	7.6～13.5	177.1
		日置市伊集院町麦生田字笹原2143番2地先から鹿児島市有屋田町2149番1地先まで	後	9.4～35.2	155.2

#### 鹿児島県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年 3 月 26 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊集院蒲生溝辺線	日置市伊集院町麦生田字笹原2143番2地先から鹿児島市有屋田町2149番1地先まで	平成31年 3月26日

#### 鹿児島県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成31年 3 月 26 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年 3 月 26 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志布志福山線	志布志市志布志町安楽字渡口567番4地先から同市志布志町安楽字田尾725番1地先まで	前後	21.1～102.8 8.7～119.1	397.7 429.4

## 鹿児島県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成31年3月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成31年3月26日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志布志福山線	志布志市志布志町安楽字渡口567番4地先から同市志布志町安楽字田尾725番1地先まで	平成31年 3月27日

## 鹿児島地域振興局告示第14号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成31年3月26日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
キッズステージ つばさ	鹿児島市唐湊四丁目17番2号	株式会社ワーク ステージつばさ	鹿児島市唐湊四丁目17番2号	松山 俊博	平成31年 3月1日	児童発達 支援
子どもの家すく すくしえんせん たー	日置市伊集院町 妙円寺二丁目72 番地1	社会福祉法人大 潟福祉会	日置市伊集院町 妙円寺一丁目64 番地1	潟山 康博	平成31年 3月1日	放課後等 デイサー ビス

## 鹿児島地域振興局告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成31年3月26日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
とまとびあ	いちき串木野市 川上131番地1 号	株式会社とまと びあ	いちき串木野市 川上131番地1 号	小平 勘太	平成31年 4月7日	就労継続 支援A型

## 大隅地域振興局告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成31年 3 月 26 日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こども発達サポート A n g e (あんじゅ)	垂水市南松原町 58番地	株式会社 C I E L	垂水市田神2725 番地 1	葛迫 一則	平成 31年 4 月 1 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス

### 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第34号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成31年 3 月 26 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	PハイスクールD×D MX	株式会社ソフィア	8P1427
ぱちんこ遊技機	Pアナザーゴッドハーデス2MA	株式会社メーシー	8P1292